(公社)佐賀県宅地建物取引業協会 会長 様

佐賀県 県土整備部 建築住宅課長

令和3年8月11日からの大雨災害被災者への民間賃貸住宅の借上げによる応 急仮設住宅の供与について(依頼)

本県の住宅行政の推進につきましては、日ごろから格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和3年8月11日からの大雨にかかる災害により、多くの方が住家に被災を受ける など甚大な被害となっております。

このため、佐賀県が民間賃貸住宅を借上げて、被災者に対し応急仮設住宅として提供 していくこととしており、別添のとおり「令和3年8月11日からの大雨における賃貸 型応急住宅事業実施要領」を定めました。

つきましては、この制度について貴会員に周知いただくとともに、被災者からの相談、 物件の紹介、各種手続き等について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の民間賃貸住宅の借上げにつきましては、災害救助法に基づく制度となりますので、対象となる被災者について要件がありますのでご留意ください。

## (添付書類)

・令和3年8月11日からの大雨における賃貸型応急住宅事業実施要領

【担当】佐賀県 県土整備部 建築住宅課 住宅計画担当

電話: 0952-25-7165 FAX: 0952-25-7316 E-mail: kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp